

# (一社)FSU 工法普及協会とFSU 工法の活用ルール

## 1、(一社)FSU 工法普及協会への入会について

FSU 工法は木造在来金物工法の一つであるため、各自の解釈で、壁(FSU ウォール)製作や建築施工が可能に見えます。しかしFSU 工法は構造評定や防耐火の認定により仕様が規制されています。規制内容の知識なく壁パネルの製作や施工を行うと、気づかずに建築基準法に抵触しかねません。そこで本工法に携わる方は、当協会に入会頂き、必要な知識を理解の上、活用ルールに則って頂く必要があります。会員には実務(壁製作・建築施工・設計)会員、行政会員、準会員、の3種類があります。実務会員は入会登録料は2万円、年会費3万円、準会員は入会登録料2000円、年会費3000円、です。行政会員は入会登録料、年会費のどちらも無料です。尚、FSU 工法での建築や壁製作は実務会員以外はできません。但し準会員が実務会員の入会登録料と会費を納入し直せば、新たに実務会員に移行可能です。入会する方は申込書に記入の上、当協会に提出して下さい。会員登録証は会費納入確認次第発行いたします。

## 2、当協会のFSU 工法説明会

① 「FSU 工法説明会」=当協会やFSU 工法について概要を知って頂くためのものです。

内容はFSU 工法の概要と開発経緯と趣旨、FSU 工法の建築事例、壁パネルの種類、軸組と壁パネルの接合法、設計計画での留意点等を配布テキストに沿って説明します。このような説明会開催を望まれる団体があれば状況に合わせて実費負担で共同開催可能です。尚、実務会員には、説明会資料に構造評定の詳細留意点、伏図・軸組図の詳細、電気配線計画の要点、防火構造と準耐火構造の条件と詳細、建築施工上の注意点等々を加算記載した「FSU 工法の手引き」と関連実務資料を配布します。

② その他「FSU 工法情報交換会」、「FSU 工法技術研究会」等があります。

## 3、FSU 工法説明会参加の方に、FSU 工法活用ルール順守の署名のお願い

FSU 工法説明会に参加の方には、本工法の概要を記載した資料を提示しますので、それが当事者又は漏洩等による不正使用で当協会に損害を与えた場合は賠償するものとしします。当面FSU 工法の建築に携わる予定のない方も、書面に記載してある本工法の活用ルールを順守する旨の署名を前提に参加をお願いします。

## 4、FSU 工法壁パネル等製作・販売に関する契約書の締結

実務会員のうち壁パネル等の製作・販売事業を行う者は「FSU 工法壁パネル等製作・販売に関する契約書」の締結が必用です。建築施工の実務会員が壁パネルの製作も行う場合も同じ契約の締結が必要です。実務会員には「FSU 工法の手引き」と関連資料を渡します。尚、非会員は当然、準会員もFSU 工法の設計や施工及び壁パネル等の製作はできません。本工法の活用ルール遵守、あるいは実務会員以外の無断使用の牽制のため、本工法は特許権及び商標権を有し、不正使用者には法的対処をいたします。

## 5、本工法の事業者の運用管理ルール

- (ア) 実務会員の設計者は事務所登録済書を、施工者は建設業許可証明書、FSU 工法壁製作者は会社謄本の写しの提出が必要です。
- (イ) 本工法で施工した全ての建物毎に、本工法の壁パネル製作では、国交省の生産報告要求対応のため、全ての建物毎に「FSU 工法部材等製作報告書(※1)」を、建築施工者・設計者は「FSU 工法部材使用(施工)報告書(※2)」の提出が必要となります。
- (ウ) 本工法の設計会員は、FSU 工法施工者と壁パネル製作者が必要とする壁パネル関係の設計(詳細)図を防耐火認定及び構造評定及び建築基準法に則ってかつ法に抵触しないように作成しなければなりません。
- (エ) 設計者及び施工者は、建築主に本工法が、建築解体後の部材の再使用が可能な工法である旨を伝え、将来建築主が解体する予定が生じたら当協会に連絡して、部材を他者が再使用できる機会を提供することを薦め、転売時にも転売先にもその旨を伝えていただくものとしします。

## 6、構造計算について

- ① 木造建築で建築建築確認申請での構造計算書の提出義務のない木造住宅でも、本来構造上の安全確認の義務があります。在来工法は二階建ての住宅なら簡易な壁量計算で済みますが、本工法は建築基準法の仕様規定ではないので、壁量計算ではなく、許容応力度計算で安全を確認しなければなりません。
- ② 本工法の耐力壁は、建築確認検査機関の耐力試験で得られたデータをもとに構造評定を得ています。耐力壁のデータは構造評定書に記載されており、FSU 工法説明会受講後入会した設計会員に配布されます。
- ③ 本工法の壁と基準法仕様規定の壁とを一つの建物の中で併用することは可能ですが、全体を許容応力度計算で安全を確認しなければなりません。但し本工法の壁に合板等を貼って合算した耐力壁としての使用は、構造強度のデータと異なってしまうのでできません。
- ④ 本工法で建築する建物は、全て構造上の安全を許容応力度計算で確認する必要があり、その計算書の控えを当協会にデータ提出して頂きます。当協会はその計算書を預かり計算したことを確認するだけで、是非は審査しません。但しその建物に関して、必要とされた場合、公開する場合があります。

## 7、工法技術に関して

- (ア) 当協会は工法の技術的細部に関して、電話での質問にはお答えかねます。対応もお問い合わせフォームからのメール対応を原則とします。
- (イ) 本工法は、環境負荷削減と共に、地方活性化の目的もあり、使用材料は、その地域での流通材を使用するように考えられています。また、金物工法を踏襲してあるのでそのルールにも従わなければなりません。使用木材は構造評定書に詳細が記載されています。建築後の捻じれ等を少なくするため、人工乾燥した後、一ヶ月間ほど屋根付き置き場で自然乾燥した後に、規格寸法に製材したプレーナー(モルダー)掛け材であることを奨励しています。
- (ウ) FSU 工法は在来工法と同じ軸組工法ですが、金物工法に基づくため、耐力の確保も筋交いや合板とは異なります。さらに構造評定と耐火認定で定められた仕様があり、それも一つではなく数種類あります。その上で建築基準法に準拠していなければなりません。そのため壁パネル製作や建築施工では違法建築とならないために多くの方向からの注意が必要です。
- (※1) : 壁パネル製作図、製作発注者名及び住所と連絡先、発注及び納品書控、契約書に明記した事項他
- (※2) : 建築確認済書(写)、プレカット図、軸組図、全パネル内外建込写真、竣工検査済書、竣工写真、許容応力度構造計算書、その他協会が必要とするもの。

東京都中央区日本橋堀留町2丁目5番7号クレストフォルム 1005号

一般社団法人 FSU 工法普及協会 電話：03-5651-1933 <https://fsu.or.jp/>

入会金、年会費等は直接納入か下記に振り込み願います。振込手数料は振込者の負担でお願いします。

振込先：三菱東京UFJ銀行 大伝馬町支店(店番027)

普通口座 0494478 (一社)FSU 工法普及協会

2020/3/18 作成

上記「FSU 工法活用ルール」記載事項を遵守いたします。

住所

会社名及び代表者氏名(署名)：

電話：

メールアドレス：

設計及び施工者が当協会に入会する場合、設計者は事務所登録を、施工者は建設業登録、FSU 工法壁製作者は会社謄本の写しの提出が必要です。